

# 善通寺市老朽危険空家除却支援事業補助金

老朽化して倒壊などのおそれのある空家の除却を促進するため、市内に存する老朽危険空家の除却について補助金を交付します。補助金の利用をお考えの方は、必ず**事前に申請**をしてください。

## ● 申請できる方

市税を滞納していない下記のいずれかに該当する個人

- 空家の所有者
- 空家の相続人 など

※複数の相続人がいる場合で、除却について同意が得られない場合は対象外

## ● 対象となる物件

- 一戸建て、長屋建て又は共同建ての住宅（併用住宅の場合は住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る）であること
- 市内に存する、補助金の交付申請をする際に使用されておらず、かつ、今後も居住の用に供される見込みのない空家であること
- 本市が定めた空家危険度判定において、100以上の点数がつく状態にある空家であること
- 過去に補助金の交付を受けた空家でないこと
- 公共事業等による移転、建替え等の補償に関連しないこと
- 国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権を有していないこと
- 不動産販売、貸付等を行う者が、その目的のために除却を行うものでないこと
- 建替えを目的とした除却でないこと など

## ● 補助内容

対象空家の**解体にかかる費用**が補助対象となります。同一敷地内にある納屋の解体費や樹木の伐採費等は対象外です。

## ● 補助金額

補助対象事業費の4/5（上限160万円）

※ただし、国が定める標準除却工事費と比較して少ない額を採用

## ● その他

- 除却は交付決定後に着手し、申請年度の2月末日までに実績報告書の提出が可能であること
- 本補助金の交付は、同一の申請者につき**1回限り**
- 除却業者は市内事業者に限る**
- 原則、同一敷地内すべての建築物、樹木、ブロック塀等を除却し、**更地にすること**

## 事業の流れ

業者見積

事前協議

申請書の提出

審査・交付決定

工事着手・実施

実績報告の提出

現地確認・審査

補助金交付

**事業は、必ず交付決定後に着手してください。  
着手後の事後申請は受付できません。**

申請書類、工事の内容などについては、下記連絡先にお問い合わせください。

お問合せ

善通寺市 暮らし支援課 電話：0877-63-6343